（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十四条　（略）

2　（略）

3　農薬環境管理室に、室長を置く。

4　地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

5　地下水・地盤環境室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（削る）

第四節　自然環境局

（国民公園管理事務所及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所）

第十五条　自然環境局総務課の管理の下に、国民公園管理事務所及び千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所を置く。

2　（略）

3　国民公園管理事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
皇居外苑管理事務所	東京都千代田区
京都御苑管理事務所	京都市
新宿御苑管理事務所	東京都新宿区

4　国民公園管理事務所に、所長を置く。

5　（略）

6　千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所は、東京都千代田区に置く。

7　千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所に、所長を置く。

（削る）

（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十八条　（略）

2　（略）

（新設）

3　地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　前三号に掲げるもののほか、令第六条第十七号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

4　農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室に、室長を置く。

5　地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

第五節　自然環境局

（国民公園管理事務所等）

第十九条　自然環境局総務課の管理の下に、国民公園管理事務所、千鳥ケ淵戦没者墓苑管理事務所及び生物多様性センターを置く。

2　（略）

（新設）

（新設）

3　（略）

（新設）

（新設）

4　生物多様性センターは、環境大臣の定めるところにより、次に掲げる事務の一部を処理する。

一　自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査（自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）に規定する基礎調査をいう。）の実施に関すること。

二　自然環境保全基本方針（自然環境保全法に規定する自然環境保全基本方針をいう。）に関すること。

三　自然環境が優れた状態を維持している地域における当該自然環境の保全に関すること。

四　自然公園の保護及び整備に関すること。

五　景勝地及び休養地並びに公園（都市計画上の公園を除く。）の整備に関すること。

六　野生動植物の種の保存、野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化その他生物の多様性の確保に関すること。